

多賀城市震災復興計画骨子意見に対する市の考え方

件・人	項目	意見	市の考え方
1	(1)	震災津波の状況、被災状況は分かりやすく説明されているが、復興計画を分かりやすく提示してほしい（具体的な計画が提示されていない）	具体的な事業については検討中で、11月には実施時期を含めた具体的な事業を盛り込んだ復興計画として取りまとめの上、改めて公表し、市民の皆さまに説明することとしています。
	(2)	復興実現のために、国や県など多様な主体との連携をもって推進していくこととは言い、多賀城市復興構想実現のための総経費・総事業費等（国・県・他の自治体では提示している）に関わる財政の根拠の提示がない	具体的な事業については検討中で、復興計画に掲げる事業に関しては、把握できる予算額とその財源の整理を行っています。
	(3)	防災林・盛土は、津波流出車両の食い止め柵という目的によるものだと思うが、防災林・盛土について、海防・樹木それぞれに専門家に十分に意見を聞くべき何故なら、樹木は、堤防には植えてならない（浸潤線）とか、樹種（値張り）による防風・防潮の効果は勿論、閑上・野蒜の状況の海岸線一帯の現地検分からも言えること	防災林と盛土の機能、効果に関しては、専門家の意見や国の指針等を踏まえた対策として構築しています。なお、具体的に対策検討を進めるに当たっては、今後、示される仙台港における津波対策等を勘案して進めることとしています。
	(4)	「逃げる」と言っても、安全な場所避難路の確保・設備などの具体的な提示がない	方向性として、避難道路の整備と避難拠点の確保を提示しています。これに基づき、具体的な場所、整備・確保手法について検討を進め、計画に盛り込みます。
	(5)	“絆・つながり”をどんな活動をどんな人材を持って支援していくのか提示が欲しかった	1(1)のとおりです。
	(6)	企業誘致の為に、環境・立地条件(支援)等を具体的に提示して欲しかった 市外地に撤退する企業を引き止める市の要件（企業にとってプラス面＝得策）を満たすこと（安心・安全な作業地）が求められるのでは	1(1)のとおりです。
	(7)	公共交通ネットワークは、以前、市民利用度が少ないため廃止された経緯、万葉号の始発時間・ルートなどを十分に踏まえて推進して欲しい	現在、震災復興とあわせて、新たな公共交通を検討することとしています。
	(8)	計画期間を10年と設定せずに、短期復旧を目指してほしい 10年スパンの何が「再生・発展期」なのか意味が分からない	復旧については3年という比較的短い期間で実現することを目指しています。今回の骨子では、単に元に戻すことではなく、震災前以上の多賀城市とするためには、再生、発展という時期を経て、目指すべき復興を実現していきたいということから、3期に分けて計画を進めることとしています。 なお、国、宮城県においても10年という期間で復興を進める方針としており、未曾有の災害から復興するためには、国、宮城県と連携しながら進めていくことが必要不可欠との考えのもと、期間設定を行っています。

多賀城市震災復興計画骨子意見に対する市の考え方

件・人	項目	意見	市の考え方
2	(1)	津波で甚大な被害を受けた市町村は、単独で復興計画を策定・実施するのではなく、少なくとも共通の課題（堤防の整備、除塩作業、流通経路再建など）については近隣市町村が復興組合を結成して、協働して計画を練って実施するのが効果的且つ効率的だと思い、提案します。他にも、被災地地元の声を大きくでき、複数市町村共通の事務局を立ち上げれば、1自治体独自で立ち上げるよりもより多くの人材を集めることができる近隣で共同歩調をとることにより、住民が地元自治体の措置を他の自治体のものと比べた際に不公平感を抱く可能性が少なくなる。行政担当者として大事だと思う	未曾有の震災から復興するためには、1自治体でのみ解決できません。また、多賀城市の立地環境から、仙台市等との連携が不可欠です。こうしたことから、仙台市、宮城県等と十分に連携して、復興を目指します。
3	(1)	砂押川に鶴ヶ谷・丸山等の高台に避難できるように、笠神新橋を渡らずに、以前桜木地区に掛けてあった歩道橋を掛けてほしい。歩道橋としても有効かと思う	被災者アンケートにも多数見受けられましたことから、復興計画の骨子にも桜木地区等からの避難道路の整備を行う方向性を示しています。
4	(1)	工場地帯の再生について仙台港の背景と交通利便性を利用し、貿易港としてのPRを世界に発信するため、復興特区制度の活用内（保税地域の指定）を受け保税工場並びに保税倉庫を誘致することにより知名度が上がると思う	保税地域の指定に関しては、現在、宮城県を中心に検討を進めているところですが、指定に伴う制限（当該指定エリアをフェンス等で囲うこと等）があるため、それらも踏まえて指定を行うかどうかを検討しています。
	(2)	砂押川の堤防の補強策としての二線堤（本堤背後の堤内地に築造される堤防のことをいい、控え堤、二番堤ともいわれます。万一本堤が破堤した場合に洪水氾濫の拡大を防ぎ被害を最小限に留める役割を果たします）を。八幡地域、桜木地域の地盤は砂押川の川底より低いため破堤し易いことから整備するべき。堤内幅がないため二線堤は道路を嵩上げて使用するので、避難通路の役割も併用できる	多重防御の考え方で二線堤ということは重要なポイントです。しかし、砂押川にあっては、堤防と道路や住宅が近接していることもあって、二線堤を整備することが難しい環境にあります。一方で、八幡地域や桜木地域の防御については、河川管理者である宮城県に防御機能を十分に発揮する対策を講じるよう、今後も要請していきます。
	(3)	盛土＋防災林にて津波、高潮の浸水を防御する計画になっていますがより波の威力を分散させるため、海側面に消波ブロックを据付ることもアイデアとして提案する	御提案を踏まえ検討し、必要な場合には宮城県等に提案するとともに調整を図っていきます。
5	(1)	家が全壊し、元あった場所に家を建てたいと思いません。土地を買い取ってもらい、津波がこなかった所の土地を提供して欲しい	災害からの住宅再建としての被災地の買上げや新たな土地のあっせんについては、集団で移転することを前提とする「防災集団移転促進事業」という制度があります。全壊割合が高く、移転希望が突出して高いという被災者アンケート結果から、当該事業の対象と考えられる地域（宮内地区）に対して、説明会を行いました。必要に応じて、その他の地区に対しても説明会を開催することとしますが、現行制度の課題が多く、積極的に事業展開できないのが現状です。

多賀城市震災復興計画骨子意見に対する市の考え方

件・人	項目	意見	市の考え方
	(1)	減災をするなら、住宅地域の規制をして、命と財産（衣食住）を守るべき	国が設置している中央防災会議において、東日本大震災による津波被害を踏まえ、頻度の高い津波に対しては防潮堤などの構造物で防御することとし、数百年から千年頻度の津波に対しては住民の避難を軸に、被害軽減策として、避難施設、防災施設などの組み合わせによる総合的な津波対策を行う必要があるとしています。また、国の復興方針においても「逃げる」を前提とする減災対策を進めることを示しています。これらの方針に則し、仙台港エリアにおける津波対策、工場地帯等における多重防御策、避難路整備、避難ビル確保等を推進・促進し、百数十年頻度の津波に対しては命と財産を、数百年から千年頻度の津波には命を守り、財産の損失も極力少なくなるような対策を講じていることとしています。したがって、「逃げる」を基本とした安全なまちを目指していくこととし、原則として、今後の土地利用に大きく利用制限を加えるような住宅地域の規制をかけない方向で整理しています。
6	(2)	仙台港を安全な港に改善すべき（掘り込み式の港が危険であることを国に働き掛けるべき）	新聞報道にもありましたが、東日本大震災による津波の浸水の深さを見てみると、仙台港以南の仙台平野においてはかなりの広範囲（内陸部までの範囲）において4メートル以上の浸水の深さになっていました。これに対して、仙台港付近では、岸壁において6メートル以上であったものの、その背後の多賀城市内においては4メートル未満となっていました。こうした結果のみを見ると、単純に掘り込み式の港が危険であると断定することが難しいことから、この方式をやめるべきという働きかけを行う考えは現在のところございません。しかし、仙台港の背後にある都市として、港とその背後の安全確保策を強く働きかけてまいります。
	(3)	仙台港により津波被害が拡大したことに 関して、国に対して補償を求めるべき	災害対策基本法第8条第3項においては、国及び地方公共団体の努力目標として、「被災者の援護」を行うべきと規定していますが、国に対する補償問題に関して、国会では担当大臣が、被災した個人の立ち上がりに対して、できる限り国家は救済、援助すべきであるという建前をうたっているものであって、国家の賠償というものを行う旨の規定ではないと答弁しています。 国家賠償法第2条においては、「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる」と規定されています。しかし、予測をはるかに超えた不可抗力による自然災害については、賠償責任を問うことはできないという司法府としての判断もあります。 多賀城市が東日本大震災による未曾有の被害を受けたことに関して、国土の安全を守る国に、その責務を十分に果たし得なかったことへの賠償請求を行うことについて、立法や司法における自然災害に対する国家賠償の考え方を踏まえると、法に基づき行政行為等を行うこととされる地方自治体として、多賀城市は、国に対してその賠償責任を求めることはできないと判断しています。

多賀城市震災復興計画骨子意見に対する市の考え方

件・人	項目	意見	市の考え方
6	(4)	浸水地域を住居から外すという県の方針はどうなったのか	宮城県の復興計画に掲げる方針は、高台移転を含めた災害に強いまちづくりを推進することとしています。が、各市町の具体的な復興の方向性に関しては、市町の被災の状況、市町の成り立ち、地理的特性、被災者の意向等に基づいて定められるべきものとしています。したがって、多賀城市では、宮城県の方針に則りつつも、多賀城市の特性等を勘案し、復興まちづくりの方向性をお示したものです。
	(5)	移転希望者は、具体的にどこに移転できるのか	全壊割合と移転希望割合が高い地区に対して、防災集団移転事業の説明を行ったところであり、具体的な計画に至っておりません。
	(6)	過去に大津波があり、震災の記録があったにも関わらず防災対策がお粗末（過去の教訓を生かしていない）	貞観津波の記録や東日本大震災の経験をしっかりと後世に伝え、教訓を生かしていくためにも、伝えることに主眼をおいた取組を推進していきます。国、県においては、過去に発生した津波データを解析し、今後の津波対策を進めることとしています。
	(7)	ミュージアムをつくり、震災の凄まじさを伝承していくのは大切だが、被災者、遺族の気持ちを考慮して欲しい	被災者の心情に十分に配慮し、伝承を推進していきます。
	(8)	南大門の復元にお金を使うよりも、先に復旧を優先すべき	復旧を最優先に考え、早期の復旧を実現することを前提に復興を進めることとしています。
	(9)	防災無線を設置し、無線を使った防災訓練を住民や職員で定期的に行うべき	東日本大震災時における情報伝達の反省を踏まえ、防災無線の設置に向けた整備を現在進めているところで、無線の活用を含めた防災訓練について、御提案のとおり進めていきたいと考えています。
7	(1)	8月11日の午後3時からの説明会に出席したが、内容が充実していたわけでもないが、時間不足だと感じた。意見交換会の被災者の出席率はどのくらいだったのか。お盆を前にたった2回の説明会で市民は納得、理解できたのだろうか	開催回数については、十分でなかったと反省し、具体的な事業を盛り込んだ復興計画に関する説明会を行うに際しては、内容を充実させることはもちろん、開催回数や時間、場所についても配慮したいと考えています。また、2回の説明会で100名ほどの方に出向いて頂きましたが、被災者かどうかの確認は会場では行っておりません。なお、復興計画の説明会については、11月頃に開催を予定しています。
	(2)	復旧期の3年間の内容を詳しく提案して欲しい	1(1)のとおりです。
	(3)	五次総合計画と今回の震災復興計画案を1つの計画にするとしたら、取組内容の真実が見えてこない	現在策定を進める復興計画は、第五次多賀城市総合計画に基づく計画ですが、第五次多賀城市総合計画と復興計画を同じものとするわけではありません。総合計画で目指す方向性に沿った形で、具体的な復興への取組を取りまとめます。
	(4)	南大門復元よりも復興住宅を優先すべき	復興住宅（災害公営住宅）については、被災者の皆さまの意向を確認しながら、進めていくこととなります。市民の安全安心の確保はもちろんですが、まちとしての魅力を高めることも復興の一つであると整理しています。多賀城市民全体の公共の福祉を念頭に、各分野で取り組んでいく事業の優先度を検討していきます。

多賀城市震災復興計画骨子意見に対する市の考え方

件・人	項目	意見	市の考え方
8	(1)	「復旧そして復興へ」が理念の最初に掲げられているが、復旧、復興の大前提として安全、安心がなければならない。安全で安心して暮らせることを、復興理念の最初に掲げるべきだ	復興の理念については、記載順序が優先順位ではありませんが、市民の安全・安心を目指すことや、様々な取組を進めていく上での前提として、「復旧のみならず、これまで以上の多賀城の活気と活力を！」と期する復興を目指していくことから、復興理念の最初に記載しています。
	(2)	復興に向けた将来像について（8ページ）の新しい価値観が何を意味するのか不明。コミュニティを基礎にした自立型の都市が望ましいという価値観という意味か。そうであれば、食の6次産業化（10ページ）やエネルギーの効率的循環型都市（11、14ページ）に結びつくかと思う	御指摘のとおり、産業構造や仕事のあり方を変えていこうということです。これまでの多賀城市を支えてきた製造業を中心とする産業のみならず、地域課題や社会的な課題をビジネスにつなげる発想や、農業の6次産業化、環境を含めた新分野産業が展開されるという、産業面での新しい視点、価値観を持って復興まちづくりを進めていこうという考え方となっています。
	(3)	11ページ・13ページに記載がある「絆」の語意が不明確（「コミュニティの再生・強化」という表現が適切では）	今回の震災では、逃げることや避難生活を行う上で、人と人とのつながりがいかに重要であるかということを感じ知らされました。また、復旧・復興支援においても、多くの方々からの暖かい支援をいただき、新たな絆も生まれたところです。こうした経験を踏まえ、被災者の皆さんの生活再建が行われる過程においても、人と人とのつながりを重視し、社会や地域との絆を深めていくことが、より良い復興に繋がると考えることから、「絆」というキーワードを使っています。
	(4)	介護保険だけでは不十分。地域で高齢者を支える仕組みが必要で、その記述をしたほうが良い	御指摘のとおり、復興に向けては、地域福祉の考え方が重要であると考えています。そうしたことから、「絆」・「つながり」ということをキーワードに、安心して住み続けられるまちを目指していきます。
	(5)	エネルギーの効率的な循環型都市に賛成。先進的なモデルを作る意気込みで進めて欲しい。公共施設に太陽光発電装置を設備し、災害時に自家用電力を使える態勢を整えることが必要だと思う	居住地のみならず、工場地帯においてもエネルギーが循環し、都市全体で効率的なエネルギー循環が進められる方向性で、民間活力を促進したまちづくりを進めていくことを考えています。
	(6)	音楽があふれる街並み創出は、意義が理解できない。静かな街並みの方が良い	多賀城市の文化センターの音響機能は、他のホールと比較しても、素晴らしいと評価されている施設です。音楽があふれる街並みというのは、こうした施設を最大限に活用し、音楽という芸術を通じて、精神面での復興を目指すことに加え、多くの市民が音、詩、音楽を意識する、感じるまちづくりを進めるという考えや概念を示したものです。
	(7)	津波避難ビルの整備・確保に賛成。民間ビルを避難ビルに指定しておき、災害時に避難者を受け入れてもらう制度がほしい	これまでも積極的に取り組んできましたが、今後も、食料備蓄や避難ビル案内表示の整備等も進めていきます。

多賀城市震災復興計画骨子意見に対する市の考え方

件・人	項目	意見	市の考え方
9	(1)	地区ごとに被害が異なるため、アンケートは、地区ごとに分けるべき	アンケート結果は、地区ごと整理しています。現在、市のホームページ又は震災復興推進局で閲覧できるよう準備を進めています。
	(2)	意見交換会は、被災した全世帯に連絡するべき。意見交換会は広報に載っていたが、広報は郵送のため、転移して届かない世帯もある	現時点で被災者の皆さんにご連絡差し上げる最良の手段は、広報誌しかありません。しかし、結果として、広報誌が届かない、記載内容がわかりにくいということも事実としてありました。今後、具体的な事業を盛り込んだ復興計画に関する説明会を行うことを予定していることから、より良い周知方法を検討し、多くの皆さまに御理解いただけるよう取り組んでいきます。なお、復興計画の説明会については、11月頃に開催を予定しています。
	(3)	今まで住んでいた所の土地を買い上げ、新しい土地を提供して欲しい	5(1)のとおりです。
10	(1)	被災した世帯に連絡を取り、説明会を開き意見を聞いて欲しい	9(2)のとおりです。
	(2)	宮内は大きな被害があり、防波堤・防潮堤設置が難しい状況にあり、大津波に対して「逃げる」しか出来ない状況では家を建てて安心して住み続けられない	災害からの住宅再建としての被災地の買上げや新たな土地のあっせんについては、集団で移転することを前提とする「防災集団移転促進事業」という制度があります。全壊割合が高く、移転希望が突出して高いという被災者アンケート結果から、当該事業の対象と考えられる地域（宮内地区）に対して、説明会を行いました。しかし、現行制度の課題が多く、積極的に事業展開できないのが現状です。宮内地区の皆さまが一日でも早く再建できるよう、可能な限りの制度説明等を行い、話し合いの中で方向性を見いだせればと考えています。
11	(1)	今回の震災では、道路が渋滞し車で避難が困難。歩道橋を今回の浸水地域から小学校・中学校等の指定避難所まで継ぎ、避難路とする。普段は通学路として使用	歩道橋などの人工地盤整備については、費用対効果という側面から慎重に検討を進める必要があります。しかし、有事の際に避難に関する整備という点で、道路整備や、避難ビルの整備・確保と含めて今後検討を進めていきます。
	(2)	新たに企業を誘致するのは今回の震災で厳しくなった。未使用地は、農地にし、仙台港を利用した全世界への輸出専用の港にする。輸出することで市の復興を世界にアピールできる。工場地帯の代替地は、三陸自動車の多賀城IC付近とし、自動車部品関連企業を誘致する。大衡方面から自動車を運搬したトレーラーを利用し、仙台港から帰荷として生産品を運搬してもらう	工場地帯に立地する企業の多くが現地での再建を考えている現状において、工場群としての機能が残る中で未利用地のみを農地とする点や、当該エリアが農地に適するかどうかという点で現実的ではないと考えます。仙台港の背後に控える工場地帯でもあって、企業立地のメリットが多数ある中で、震災から復興するためにも立地したくなる新たな魅力を備える工場地帯としての機能を備えていくための取組を進めていきます。

多賀城市震災復興計画骨子意見に対する市の考え方

件・人	項目	意見	市の考え方
12	(1)	仮設住宅住民と地域住民等との交流及び助け合いを推進するため、一般ボランティアセンターの設置を提案する（介護が必要な方等を対象とし、学生、社会人、退職者、企業等の団体が支援者として活動する。支援者もできることを情報発信し、センターがマッチングする。センターは、介護が必要な方を施設に送迎、買い物の代行、家事手伝い、話し相手、また、地域の清掃活動などを行う。一定以上のボランティアを行ってくれた方、団体には市民税の還付を行う。）	「絆」・「つながり」を大事にし、多くの被災者の皆さんが生活再建できるよう、ご意見も踏まえて事業の検討を進めます。
	(2)	工場地帯をリサイクルコンビナートに（リサイクル企業を誘致、育成。また、有機物質の無害化企業も推進。学院大、在多賀城の企業等とも連携し、研究からリサイクル処理再資源化を推進。）	方向性として、エネルギーの効率的な循環都市を目指すという点で、御提案を含めて検討を進めていきます。
	(3)	耳が不自由な方には、バイブレーションで災害を知らせる装置を無償で貸し出し、携帯してもらう	今回のような大津波に対しては、「逃げる」ことが重要です。そうした場合に、耳が不自由なことを含め、何らかの理由により日常生活に不自由されている方々も、災害時に安全に避難できる仕組み、仕掛けが必要不可欠と考えますことから、御提案を含めて、検討を進めていきます。
	(4)	避難ビルを誘導する看板を設置する。商店、企業、学校等と住民との協力で構築を推進する	今回のような大津波に対しては、「逃げる」ことが重要です。そうした場合に、災害時に安全に避難できる仕組み、仕掛けが必要不可欠と考えますことから、御提案を含めて、検討を進めていきます。
	(5)	災害時の食料確保について（街路樹や公園・学校等の木々は、植え替え時や新たに植える時、果樹にし、災害時の非常食として活用する。一般家庭や企業の敷地（ビルの屋上など）で、野菜を栽培を推進し災害時の非常食として活用する。一定以上の栽培を行った家庭・企業には苗購入代金補助を行う。）	今回のような大震災の時に、国や全国の方々からの支援が来るまでの間の食糧確保は、今後も大きな課題です。災害用備蓄品の確保に関しては、取り組む方向性ですが、市民の皆さまにおいても、最低3日分の食料と水の備蓄を促進する取組も進め、自助、共助、公助による食糧確保を進めていきます。
	(6)	東北学院や国交省東北技術事務所等と連携し、災害対策を行う。学校で防災訓練教育、生活向上実習を行い、その学習したことを家族や地域の住民に伝え、災害に備える	今後検討を進めていきますので、仕組み作り等に是非参加してほしいと考えます。
	(7)	震災ミュージアムでの研究・伝承・情報発信に加え、国際防災教育・研修・体験センターの設置（避難生活の模擬体験（食材採集を行い、その食材を使って炊き出しをするなど）を行い、行動力、生活力向上を図る。世界各地から人を集め、国際的な防災指導員を育成する。）	関係市町村と連携を図りながら、津波経験の伝承の施設整備について、国や県、関係機関等に要望要請を進めていきます。

多賀城市震災復興計画骨子意見に対する市の考え方

件・人	項目	意見	市の考え方
13	(1)	復興計画にあたっては、大震災における被害状況とその要因となった背景や地勢などの分析と災害時の対策についての検証が必要ではないだろうか	現在、本市においても、その検証等を行っていることから、そうした結果を踏まえた多重防御や逃げるための整備等の具現化を図っていきます。
	(2)	多賀城市東南部の住宅や工場地域は貞山掘・砂押川から仙台新港に接しており、常に津波の危険性にさらされている。行政も住民もまさか津波がここまでくると考えていなかったのが実情ではないか	これまでの科学的な裏付けがあった明治三陸津波以降においても、このような被害がなかったことから、内陸部まで津波が襲来するとは考えていませんでした。
	(3)	復興計画にあたっては、まず被災地ごとに住民懇談会等を開催し被災者の要望や意見を聞くことが必要ではないだろうか。生活再建が被災者の権利ではないでしょうか。被災者が納得できる復興計画にしていきたい（簡単なアンケートで調査のみでは不十分）	被災者の声を十分に汲み入れ、被災者や多くの市民とともに復興に向かっていくことが必要不可欠だと考えます。一方で、居住の確保という点で、住宅再建の方向性を早期に示すことがなければ、復興に向かえないという被災者や被災企業がいることも事実です。こうしたことを踏まえ、スピードを重視して計画策定をしているという現状です。しかし、具体的な事業を進めるに当たっては、可能な限り、被災者や市民の皆さまとともに、知恵や力を出し合って推進する考えです。
	(4)	仙台港に近接している宮内地区などの被災現場はまだ住める状況になっていません。家屋が流出したり残った建物も一階部分が壊滅的被害を受けました。現地再建を基本とありますが、まず、住民や土地所有者の意見を聞いていただきたい	10(2)のとおりです。
	(5)	工場地帯の再建をどうするのか市にとって重要な課題ですが、隣接する港湾管理者の県に対し整備要請というだけでなく、具体的な防災対策についての申し入れや協議を進めるべきではないだろうか	具体的な防災対策を検討した上で、宮城県と協議したいと考えます。